

令和 8 年 度 水 質 検 査 業 務 委 託

特 記 仕 様 書

1. (目的)

この仕様書は、豊中市上下水道局技術部下水道管理課が、採水した試料の水質検査業務委託を行うために使用するものとする。

2. (検査項目)

検査項目については、以下の中から委託者が試料ごとに依頼するものとする。

(A)揮発性有機化合物

検査項目	排水基準値 mg/l	定量下限値 mg/l	検出下限値 mg/l
トリクロロエチレン	0. 1	0. 0005	0. 0002
テトラクロロエチレン	0. 1	0. 0005	0. 0002
ジクロロメタン	0. 2	0. 001	0. 0003
四塩化炭素	0. 02	0. 0005	0. 0002
1,2-ジクロロエタン	0. 04	0. 001	0. 0003
1,1-ジクロロエチレン	1	0. 0005	0. 0002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0. 4	0. 0005	0. 0002
1,1,1-トリクロロエタン	3	0. 0005	0. 0002
1,1,2-トリクロロエタン	0. 06	0. 001	0. 0003
1,3-ジクロロプロペン	0. 02	0. 001	0. 0003
ベンゼン	0. 1	0. 0005	0. 0002

(B)1,4-ジオキサン

検査項目	排水基準値 mg/l	定量下限値 mg/l	検出下限値 mg/l
1,4-ジオキサン	0. 5	0. 05	0. 005

(C)農薬（高速液体クロマトグラフ）

検査項目	排水基準値 mg/l	定量下限値 mg/l	検出下限値 mg/l
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	0. 06	0. 0006	0. 0002

(D)農薬（溶媒抽出又は固相抽出GC-MS）

検査項目	排水基準値 mg/l	定量下限値 mg/l	検出下限値 mg/l
2-クロロ-4,6-ビス(エチルミノ)-S-トリアジン (別名シマジン)	0. 03	0. 0005	0. 0002
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)	0. 2	0. 0003	0. 0001

(E)ポリ塩化ビフェニル

検査項目	排水基準値 mg/l	定量下限値 mg/l	検出下限値 mg/l
ポリ塩化ビフェニル	0. 003	0. 0005	0. 0002

(F) 有機リン化合物

検査項目	排水基準値 mg/l	定量下限値 mg/l	検出下限値 mg/l
有機リン化合物	1	0.1	0.03

3. (検査方法)

検査方法は、下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）に定められたものとする。

4. (報告数値の取扱い)

① 報告数値の取り扱いについては以下のとおりとする。

定量下限値以上	有効数字2桁で表記
定量下限値未満、検出下限値以上	「Trace」または「定量下限値未満」と表記
検出下限値未満	「ND」または「検出下限値未満」と表記

② 受託者は、委託者から依頼のない検査項目において、排水基準値の10分の1以上が定量された場合は、委託者に連絡し、報告書に記載するものとする。

5. (試料容器の準備)

受託者は、委託者が指定する検査項目に対する試料容器を委託者が指定する日時までに用意するものとする。

6. (試料の引き渡し)

受託者は、委託者が指定する日時及び場所に試料を引き取りに来るものとする。
試料の引き渡し回数は年間24回（月2回）程度とする。

7. (検査結果に対する疑義等)

①委託者は、検査結果に対して疑義が生じた場合は、受託者に対して当該試料に対する検査結果説明書を求めることができる。

②前記において、委託者が再検査を依頼した場合は、受託者の責任において再検査を実施しなければならない。

8. (検査結果報告)

①受託者は、検査結果の報告については、試料引き渡し後、14日以内に計量証明書にて行うものとする。

②受託者は、委託者が緊急を要すると指定した試料について、前記の規定にかかわらず委託者と協議のうえ、委託者が指定する期日内に報告するものとする。

9. (試料の保存)

①受託者は、検査結果提出後7日間は、試料を検査項目に適した方法により保存しておかなければならない。

②受託者は、上記期間経過後の試料については、各種法令に基づき適正に取り扱わな

なければならない

10. (秘密の保持)

受託者は、委託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

11. (不当介入に対する報告・届出等)

①受託者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不法介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本局（当該契約を所管する所属長）への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

②報告・届出は、不当介入報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに、本局に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。

③受託者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう下請負人等に指導しなければならない。

④報告・届出を怠った場合は、当該受託者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

12. (その他)

この仕様書に記載されていない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が別途協議のうえ定めるものとする。